

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」におけるバス関係の主な施策(非予算施策を含む)

○ 以下の5つを柱として、国民の命と健康と生活を守り抜くとの重大な決意をもって、強大かつ効果の大きい施策を展開

I. 感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発

「いわゆる『3つの密』を避ける行動の徹底等の感染拡大防止に向けた協力をお願い」

・マスク等の感染防止に係る備品の確保について、関係省庁・業界団体と調整し、ニーズに応じて引き続き対応(非予算)

II. 雇用の維持と事業の継続

雇用調整助成金の特例措置の更なる拡大

・緊急対応期間(令和2年4月1日～6月30日)において、助成率を中小企業4/5、大企業2/3(解雇等を行わない場合、中小企業9/10、大企業3/4)に引き上げ
・残業相殺の停止、支給迅速化のための事務処理体制の強化、手続きの簡素化を実施

資金繰り対策

・日本政策金融公庫等や保証付き民間融資の既往債務の実質無利子・無担保融資への借換
・民間金融機関への要請(返済猶予含む)に際し、事業者の貸出し後の返済能力を適時適切に捉えた対応の徹底 等

税制措置等

・収入に相当の減少があった事業者の国税・地方税・社会保険料について、無担保かつ延滞税なしで1年間、納付を猶予
・中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の軽減(1/2又は0)※令和3年度課税分 等

事業継続に困っている中小小規模事業者等への支援

・旅客自動車運送事業者の事業継続に資する道路運送法等の柔軟な運用
- 新型コロナウイルスの影響による経営状況の悪化を考慮して貸切バスの許可の更新の可否を審査
- 乗合バスの運行計画の変更届出の柔軟な対応 等

III. 次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復

観光・運輸業等に対する支援

・Go Toキャンペーン事業
- 旅行商品を購入した消費者等に対し、観光・運輸業等を対象として、割引・ポイント・クーポン券等を付与

地域経済の活性化

・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の創設
・観光施設等における感染症対策の推進や公共交通機関を含む外国人旅行客の受入環境の整備
- インバウンド支援施策を実施(補助率1/3)

IV. 強靱な経済構造の構築

リモート化等によるデジタル・トランスフォーメーションの加速

・インフラ・物流分野等におけるデジタルトランスフォーメーションを通じた抜本的な生産性の向上
- バスの車内光触媒防菌施工等に係る支援 等

V. 今後の備え

・新型コロナウイルス感染症対策予備費を創設